

大阪 PCB 廃棄物処理事業だより (No.47)

◎PCB 廃棄物の処理状況について

操業開始（平成18年10月）から平成28年9月30日までの処理実績は下表のとおりです。

対象物	処理実績（※登録台数比率）	
	近畿2府4県【総数】	大阪市【内数】
トランス類	2,439台（77%）	1,143台（88%）
コンデンサ類	63,401台（87%）	12,375台（91%）
PCB油類	1,221本（67%）	493本（92%）

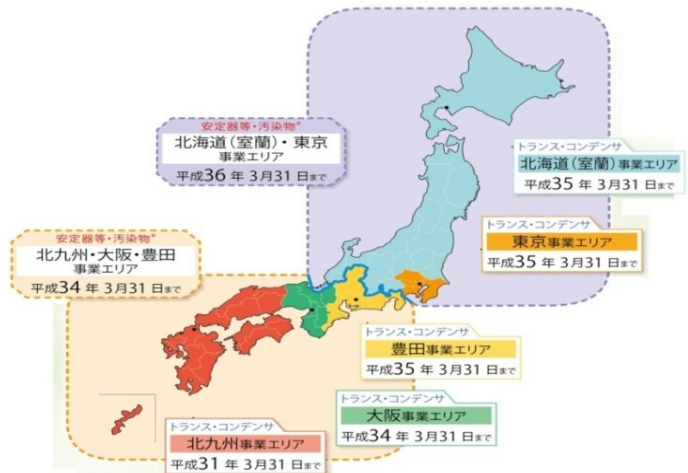
※登録台数は平成28年3月31日現在の数値。

◎ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB 特別措置法）の改正について

高濃度 PCB 廃棄物の処理については、地元のご理解と国・関係都道府県市の指導・監督の下、全国に5カ所ある JESCO の PCB 処理事業所において実施しているところです。

しかしながら、JESCO に処分委託しない保管事業者や使用中の PCB 使用製品も存在する状況を踏まえ、JESCO の「計画的処理完了期限（大阪 PCB 処理事業所の場合には平成33年度末）」内の処理を確実にするための法的な追加的措置が必要であることから、国は「PCB 特別措置法」の改正を行い、本年8月1日から施行しました。

各エリアの計画的処理完了期限



【改正 PCB 特別措置法の主な追加的措置】

<高濃度 PCB 廃棄物の処分の義務付け>

高濃度 PCB 廃棄物の保管事業者に対し、計画的処理完了期限の1年前（大阪事業エリアに保管されているトランス類・コンデンサ類等、安定器等・汚染物の場合は平成32年度末）までを「処分期間」として定め、この「処分期間」内の処分委託を義務付け。また、義務違反に対しては改善命令を発令、命令違反には罰則。

<使用中の高濃度 PCB 使用製品を所有する事業者に廃棄の義務付け>

高濃度 PCB 使用製品の所有事業者に対し、上記の「処分期間」内の廃棄（使用を停止し廃棄物とすること）を義務付け。（廃棄物の処分については、上記「高濃度 PCB 廃棄物の処分の義務付け」を適用。）

<特例措置>

従来より計画的に処分委託を進め、「処分期間」の末日から起算して一年を経過した日（特例処分期限日＝計画的処理完了期限）までに処分を他人に委託することが確実であるとして都道府県知事に届出を行った保管事業者については、特例処分期限日までに高濃度 PCB 使用製品の廃棄や高濃度 PCB 使用製品の処分を他人に委託すればよいことを特例措置として適用。

我が国唯一の高濃度 PCB 廃棄物の処分業者として重要な役割を担っている当社といたしましては、責任の重さを改めて認識し、引き続き安全を第一として、一日でも早い処理完了に向けて適正・確実な処理を行ってまいります。

◎高濃度 PCB 廃棄物の「総ざらい」について

大阪 PCB 処理事業所では、平成 18 年 10 月の操業開始以降、高濃度の PCB 廃棄物を保管されている保管事業者との契約・搬入・処理を順調に進めてきております。

現在府県市では、各管内における未処理の PCB 使用製品や PCB 廃棄物を網羅的に把握するための掘り起し作業が行われていますが、これと連携して、当事業所では近畿地方にある全ての PCB 廃棄物の処理完了に向けて、保管事業者に対する処理促進のための取組み（総ざらい活動（保管事業者を対象とした説明会や事業所訪問等））を開始しました。

昨年度は、和歌山県において総ざらいトライアルを行い、対象の保管事業者 136 者の 61%に当たる 83 者の処理を完了しました。引き続き今年度は滋賀県、奈良県での総ざらい活動を行っています。

今後は、期限内処理の達成に向けて、府県市のご指導・ご協力を頂きながら総ざらい活動を加速させてまいりたいと考えております。



説明会の様子

◎大阪 PCB 廃棄物処理事業監視部会の開催について

9月6日、此花会館において大阪 PCB 廃棄物処理事業監視部会が開催されました。

当社からは、「PCB 廃棄物処理事業の進捗状況」及び「大阪 PCB 処理事業所の長期保全の取組み」について説明いたしました。

委員からは、長期処理計画を達成するための人的体制整備が重要である等のアドバイスを頂きました。

また、大阪市からは、本年 7 月に市が実施した大気環境のモニタリング調査結果に関し、PCB（基準値：0.0005mg/m³）、ダイオキシン類（基準値：0.6pg-TEQ/m³）及びベンゼン（0.003mg/m³）ともに問題はなかったとの報告がありました。



監視部会の様子

◎施設見学の状況について

当施設への見学者は、操業開始以降、平成 28 年 9 月 30 日現在で 10,312 名（1,348 団体）となっています。平成 28 年 7 月から 9 月の見学者数は、以下の皆様をはじめ計 160 名（9 団体）でした。

- | | | |
|-------|-------------------|-------|
| 7月25日 | 企業・行政による環境保全団体の皆様 | (35名) |
| 9月16日 | 産業廃棄物処理業界の皆様 | (48名) |
| 9月16日 | ごみ減量化を推進する団体の皆様 | (44名) |

（お詫びと訂正）

本年 4 月に発行しました「大阪 PCB 廃棄物処理事業だより（No.45）」中、PCB 廃棄物の地域間移動の状況をご紹介した内容において、特殊コンデンサについて、平成 27 年度には計 44 台を処理した旨記載していましたが、正しくは、「平成 27 年度には計 44 台の処理を始めました」の誤りでした。お詫びして訂正いたします。誠に申し訳ございませんでした。

☆大阪 PCB 廃棄物処理施設見学方法☆

- 当社のホームページをご参照下さい。また、予約見学時は総務課へご連絡下さい。
- ・自由見学・西棟 1 階情報公開ルーム（月～金曜日の午前 10 時から午後 4 時まで）
 - ・予約見学・西棟 1 階情報公開ルーム、見学者ホールなど
毎週火、木曜日（午前 10 時から・午後 2 時から）

【問い合わせ】 中間貯蔵・環境安全事業（株）大阪 PCB 処理事業所
TEL：06-6468-0575
ホームページ：<http://www.jesconet.co.jp>



洲男（しまお）

舞子（まいこ）



べん蔵（べんぞう）



【発行】 中間貯蔵・環境安全事業（株） 大阪 PCB 処理事業所
総務課／安全対策課／運転管理課 06-6468-0575
営業課（弁天事務所） 06-6575-5575